

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	ゼビオ株式会社
【英訳名】	XEBIO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 諸 橋 友 良
【本店の所在の場所】	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
【電話番号】	024(938)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中 村 和 彦
【最寄りの連絡場所】	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
【電話番号】	024(938)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中 村 和 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭 総額 789,217,958円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成27年10月1日(予定)を効力発生日として、当社100%子会社であるゼビオ分割準備会社株式会社(平成27年10月1日をもって「ゼビオ株式会社」に商号変更予定。)に、当社のスポーツ用品等小売事業を、吸収分割の手法により承継させる。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 持株会社制への移行に伴い、平成27年10月1日をもって商号及び事業目的を変更する。

(2) 平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第28条第2項及び第36条第2項に所要の変更する。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役として、諸橋友良、北沢 猛、谷代正毅、石綿 学、山田潤二の5氏を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小谷野幹雄氏を選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額3億円以内とする。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合
第1号議案 剰余金処分の件	376,019	11,082	626	(注) 1	可決 96.9%
第2号議案 吸収分割契約承認の件	384,793	2,308	626	(注) 2	可決 99.1%
第3号議案 定款一部変更の件	384,576	2,525	626	(注) 2	可決 99.1%
第4号議案 取締役5名選任の件				(注) 3	
諸橋 友良	372,707	14,394	626		可決 96.0%
北沢 猛	380,986	6,115	626		可決 98.1%
谷代 正毅	380,053	7,408	626		可決 97.9%
石綿 学	381,451	5,650	626		可決 98.3%
山田 潤二	383,659	3,442	626		可決 98.8%
第5号議案 監査役1名選任の件 小谷野 幹雄	360,596	25,524	1,607	(注) 3	可決 92.9%
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	363,658	23,443	626	(注) 1	可決 93.7%
第7号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する件	385,493	1,608	626	(注) 2	可決 99.3%

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上